

災害から身を守る.....情報入手を!!

防災



災害はいつ起こるかわかりません。平成21年7月24日の大雨の被害は、まだ鮮明に覚えている人もいるでしょう。大雨や台風などによる自然災害には、日ごろからの準備が大切です。大雨や台風は、一転して私たちの命を脅かす凶暴な一面をのぞかせます。最近では気象情報の精度が高まっていることに加え、テレビ、携帯電話、インターネットなどから簡単に情報を入手することができます。非常時になって慌てないためにも、日ごろから自然災害への備えを心がけましょう。

町内にある14か所の避難所

もしものときのために、鞍手町では公共施設や町立の学校を避難所に指定しています。自分が住んでいる地域の避難所を確かめて、非常時には速やかに避難できるようにしておきましょう。また、避難するときは、近所の独り暮らしのお年寄りや身体が不自由な人などにも声をかけ、地域で助け合うようにしましょう。町内の避難所は下表のとおりです。

剣地区
① 鞍手北中学校
② 剣北小学校
③ 鞍手町中央公民館
④ 鞍手町立体育館
⑤ 鞍手町立武道館
⑥ 剣南小学校

西川地区
⑨ 舟川隣保館
⑩ 新延小学校
⑪ 鞍手町総合福祉センター
⑫ 鞍手南中学校
⑬ 西川小学校
⑭ 室木小学校

古月地区
⑦ 鞍手分校
⑧ 古月小学校

●災害時は、いつも通っている道が通れなくなっていることもあります。もしものときに慌てなくて、いよう、避難所までの別の道も確認しておきましょう。

福岡県では、台風や大雨による災害など県内の防災や気象に関する情報を登録者にメールでお知らせしています。登録は無料です。

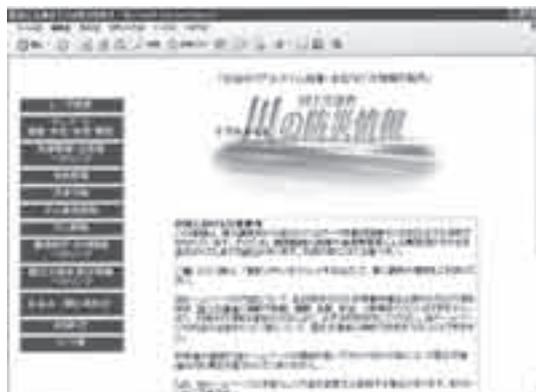
- ▶防災メール・まもるくんの詳しい情報はパソコンから <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp>
- ▶防災メール・まもるくんへの登録はケータイから <http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp>
- 問い合わせ 福岡県総務部消防防災課 ☎(092) 651局1111番まで

**** 問い合わせ ****
役場総務課庶務管財班
☎42-2111

水害

これから梅雨や台風の時期を迎えます。大雨による被害を未然に防ぐため、自主的な避難情報の収集が必要になります。インターネット、携帯電話で、雨の状況や遠賀川・西川の水位などの情報を把握することができるサイトを紹介しますので、ご活用ください。

▶国土交通省・川の防災情報のホームページ
<http://www.river.go.jp>



全国の雨量の状況、河川の水位、ダムの放流状況などさまざまな情報を提供しています。

**「知っている」と「知らない」とでは大違い、
 携帯サイトで情報収集を!!**

▶遠賀川の防災情報を携帯サイトで!!
 遠賀川流域の雨量の情報や河川の水位、河川画像などの情報を入手することができます。
http://www2.ocn.ne.jp/~ongamobile_cctv/

遠賀川河川事務所のホームページでリアルタイムな情報を!!
<http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/>



水位が上がった場合は、遠賀川河川事務所ホームページで遠賀川防災情報を発信しています。また、平常時もカメラのライブ映像を発信しています。

**** 問い合わせ ****
国土交通省遠賀川河川事務所
☎ 22局1830



国民年金 Q&A

役場保険年金班 ☎42局2111番

国民年金の
疑問に
お答えします。



QUESTION ANSWER Pension

疑問

私は現在、経済的な事情で国民年金保険料を納めることが難しい状態です。申請すれば免除を受けられる制度があると聞いたのですが、どのようなものなのでしょうか。

国民年金には、保険料を納めやすくするため、保険料の全額または一部を免除する「申請免除」や30歳未満の人には「若年者納付猶予」の制度があります。

免除や納付猶予を受けている期間は、※受給資格期間として計算され、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格期間にも入るので安心です。ま

答え

保険料を長い間滞納すると年金が受け取れないケースもあります。年金の受給権利を守るためにも保険料を納めることが大変なときは免除や猶予の申請をしましょう。

疑問

少しの負担で将来受け取る年金額を増やせる制度があると聞きましたが、どのようなのでしょうか。

付加年金保険料は月額四百円で、申し込んだ月から加入することができま。将来受け取る付加年金額（年額）は二百円×納付月数となります。例えば、

10年間加入した場合は二万四千円（年額）を付加年金として生涯受け取ることができます。老齢基礎年金の受給開始から2年間で付加保険料相当分の付加年

答え

付加年金という国民年金の第1号被保険者だけが任意で加入できる制度です。老齢基礎年金を受給するときに上乗せの付加年金を受け取ることができます。

た、全額免除および一部免除の期間については、老齢基礎年金の※2分の1の年金額が保証されます。

免除や納付猶予を受けるには、申請が必要です。本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が審査されます。（若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみの審査）

また、免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した人は、本人の所得を除外して審査が行われる特例免除制度を利用できます。特例免除の申請には離職票または雇用保険受給資格者証の写しが必要です。

金を受けることができるため、3年目以降はおトクになります。ただし、免除や猶予を受けている期間や国民年金基金に加入している人は対象外となります。

免除や猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし、2年度を経過すると加算金がつきますので、経済的な余裕ができたなら早めに追納しましょう。追納で納めた保険料は、将来受け取る年金額に算入されます。

※一部免除制度は保険料の一部を納めることにより残りの保険料が免除となる制度です。一部保険料を納めなかつた場合は未納期間となり、受給資格期間や年金額に反映されないのでご注意ください。



*** 問い合わせ ***

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111 内線2002
直方年金事務所 ☎22局0891
ねんきんダイヤル ☎(0570)05局1165
IP電話・PHSからは ☎(03)6700局1165

Support

COMMENT

国民健康
保険からの
お知らせです



国保の
そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

非自発的失業（離職）者の 国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月から、非自発的失業（離職）により国民健康保険に加入する人の国民健康保険税の軽減措置が始まりました。

●対象となる人

- ①平成21年3月31日以降に失業（離職）された人
- ②失業（離職）時点で65歳未満の人
- ③雇用保険受給資格証をお持ちの人で、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人（下記の離職理由コードに該当すること）

※特定受給資格者…倒産や解雇などの事業主の都合で離職した人

※特定理由離職者…雇い止めなどにより離職した人

対象者項目	対象となる離職理由コード					
特定受給資格者	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者	23	33	34			

●軽減の内容

国民健康保険税の所得割を算定する際に、離職日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業（離職）者のみの給所得を30/100として算定します。

ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに失業（離職）した人は、平成22年度末までの期間が対象となります。

また、高額療養費などの所得区分判定についても非自発的失業（離職）者のみの給与所得を30/100として算定します。

◆保険税適用期間

失業した日	軽減期間
平成21年3月31日から平成22年3月30日	平成23年3月まで
平成22年3月31日から平成23年3月30日	平成24年3月まで

◆高額療養費適用期間

失業した日	軽減期間
平成21年3月31日から平成22年3月30日	平成23年7月まで
平成22年3月31日から平成23年3月30日	平成24年7月まで



●申請方法

すでに国民健康保険に加入されている人は、鞍手町役場保険健康課保険年金班に雇用保険受給資格者証を持参してください。その際、雇用保険受給資格者証をコピーさせていただきます。また、新たに国民健康保険に加入される人は手続きが必要ですので、雇用保険受給資格者証に加え、健康保険資格喪失証明書、国民健康保険証（同一世帯内に既に国保に加入している人がいる場合のみ）、印かん、保険税の口座振替を希望される場合は預貯金口座の通帳及び銀行届出印をご持参ください。（雇用保険受給資格者証が交付されていないときは、交付された後に持参してください。）